

虐待が疑われる重大事例等検証報告書（概要）

（平成27年8月～平成28年3月検証実施分）

平成28年3月
大分県社会福祉審議会児童福祉専門分科会児童相談部会

検証の目的・方法

（1）検証の目的

平成27年7月に発生した、実母が自宅出産の後に当該乳児を遺棄した事例について、児童虐待の発生予防と再発防止、支援体制の充実のため、今後の対応の指標となる提言を行うことを目的に、検証を行った。

（2）基本的な考え方

- ・本検証は、再発防止に向けた今後の方策を検討するためのものであり、個人の責任追及や事件化を行うためのものではない。
- ・調査においては、対象者の利益を損なうような追及は行わない。
- ・個人の対応を問題とするのではなく、組織としての対応の問題を把握するものである。

（3）実施方法

関係機関等からの調査結果をもとに、大分県社会福祉審議会児童福祉専門分科会児童相談部会において、問題点・課題の抽出、提案事項の検討を進めた。

開催日程・委員

開催日程：平成27年8月～平成28年3月（計4回実施）

委員：大分県社会福祉審議会児童福祉専門分科会児童相談部会委員 7名

事例の検証から明らかになった問題点と課題

事例の検証を行った結果、次のような問題点・課題がみられた。

1 虐待リスクの早期発見について

- ①本件では、関係機関が家庭の生活実態を把握し、支援を開始する機会が全くなかったとは言い難い。
支援ができていたならば、様々な相談を引き出したり、妊娠・子育てに関する各種支援制度の情報提供を通じて、本件発生を防げた可能性は否定できない。
関係機関は虐待リスクのある家庭を認知した段階で、自治体又は児童相談所といった然るべき関係機関に繋げるといった意識が重要である。
- ②本件は、要保護児童対策地域協議会（以下「要対協」という。）に挙がっていなかった。
要保護児童対策地域協議会の調整機関は、虐待リスク要因等が認められる要保護児童等のケースについて、要保護児童対策地域協議会で進行管理されないものが生じないよう、自ら関係機関等に対し、主体的・能動的に働きかけるといったことが必要であったのではないか。
- ③一般に、保護者の精神的不安は虐待リスク要因の一つである。
児童福祉分野以外の支援機関が関わっていたことから、支援機関は要対協等を通じて、他の関係機関からの情報収集とアセスメントを十分に行う必要があったのではないか。
- ④要保護児童対策地域協議会への医療機関（小児科、精神科、産婦人科、歯科等）の参画は、医療と福祉の緊密な連携により、適切なアセスメントと援助方針の策定及び進行管理を推進することが可能になるとと思われる。
相談内容が複雑・多様化する昨今の児童福祉の現場において、要保護児童対策地域協議会には、特に医療に係る専門的な知見を加えることによる支援検討機能の充実が喫緊の課題である。
今後、医療機関の参画に向けた取組が強く求められる。

事例の検証から明らかになった問題点と課題（つづき）

2 望まない妊娠への相談窓口等の周知等について

①妊娠に関する悩みに対応する専門的な相談窓口である「おおいた妊娠ヘルプセンター」などを広く周知するとともに、より利用しやすいものとする取組が重要である。

また、望まない妊娠を防ぐため、医療保健や福祉、教育等の関係機関全体で、思春期からの性に関する啓発教育が重要である。

②妊婦健診は、妊婦や胎児の健康管理のためには不可欠であり、妊婦が様々な支援と繋がる端緒としても重要な機会である。また、経済的な理由による未受診を防ぐためにも、妊婦健診の公費助成制度等について、併せて広く情報提供していくことが必要である。

③出産後の育児負担や、孤立感の軽減に資する子育て支援サービス、更には家庭での養育が困難な場合には里親制度等に関する必要な情報提供も重要である。

再発防止に向けた提言

1 虐待リスクの早期発見に向けた対応の強化

深刻な児童虐待事例の発生を防ぐためには、虐待リスクを早期に発見して要保護児童対策地域協議会などの支援に繋げることが重要である。

児童福祉分野以外の機関であっても、児童虐待リスクを有する家庭に関わる場合は、虐待の予防や早期発見を行うスキルを併せ持ち、必要に応じて要保護児童対策地域協議会に繋がられる意識・感度を持つべきである。

そのために、医療機関、警察、教育機関は元より、母子保健や生活保護行政といった児童福祉分野以外の関係機関に対する、児童虐待の発見・対応スキル向上のための取組を充実させるとともに、要保護児童対策地域協議会などを通じ、関係機関の意識向上や活発な情報交換等、日頃からの関係強化に引き続き取り組むべきである。

2 市町村の児童家庭相談支援体制のあり方

①要保護児童対策調整機関の機能強化

市町村の児童福祉主管課は要保護児童対策調整機関として、「虐待リスク要因等が認められる要保護児童等のケースがあるにも関わらず、要保護児童対策地域協議会の実務者会議又は個別ケース検討会議で進行管理がされていなかった」などというようなことが生じないよう、そのようなケースがないかどうかについて自ら要保護児童対策地域協議会を構成する関係機関等に対して、主体的・能動的に働きかけることが望まれる。

②各種研修・検証を行うにあたって

支援者は常に危機意識をもち、識見や援助技術の向上に努めるべく各種研修等について主体的・能動的・意欲的に取り組むべきである。

要保護対策地域協議会を構成する関係機関においても、過去の重大事例に学ぶ事例検討会の実施や、自らの自治体で重大事例等が発生した場合には、その事例を通じて再発防止を期するとともに、更なる支援機能強化を検討するための検証を行うことが必要ではないか。

再発防止に向けた提言（つづき）

3 要保護児童対策地域協議会の機能強化

ケースの情報共有、アセスメント、援助方針及び進行管理を論議する要保護児童対策地域協議会は、相談内容が複雑・多様化し続ける今の児童福祉の現場において、その重要性は高まる一方であり、さらなる機能強化が強く求められる。

特に医療機関（小児科、精神科医、産婦人科、歯科等）の参画は、要保護児童対策地域協議会の機能強化及び医療と児童福祉との緊密な連携の強化に必要不可欠かつ喫緊の課題である。

要保護児童対策地域協議会に医療機関が参画していない自治体においては、医療機関の参画について積極的に検討すべきである。

4 望まない妊娠への相談窓口等の周知等の強化

望まない妊娠による痛ましい事例の予防と再発防止に向けては、妊娠に関する悩みに対応する専門的な相談窓口（「おおいた妊娠ヘルプセンター」）の周知に加え、より利用しやすいものとする取組が重要である。さらに、経済的理由による妊婦健診未受診を防ぐため、妊婦健診の公費助成制度等についても、広く情報提供することが必要である。

また、医療保健や福祉、教育等の関係機関を挙げて、思春期からの性に関する啓発教育や子育て支援制度等の正しい情報の周知、啓発に引き続き取り組むべきである。

5 子育て支援サービス等の情報提供の充実

出産後の育児負担や孤立感は児童虐待リスクに密接に関連する。これらの軽減に資する子育て支援サービスや里親制度等に関する必要な情報提供の充実は、児童虐待防止を推進するうえで重要である。

昨今の多様化するニーズにあわせた子育て支援サービス等の施策の充実とあわせ、有効な広報活動や情報提供についても引き続き検討していくべきである。

6 SNS等を活用した効果的な情報提供等の方法の検討

各種相談窓口等の周知や子育て支援サービス等の情報提供の充実にあたっては、特に若者を中心に情報入手手段として普及していることや情報の拡散性等の観点から、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）を活用した広報活動が有効である。